



○長野県告示第345号  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のため  
 の居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年6月20日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人千寿会 医療法人（社団）中信勤労者 医療協会	埴科郡戸倉町大字戸倉2440番地1 松本市巾上9番地26号	社会福祉法人千寿会ヘルパー ステーションちくま 埴尻協立ホームヘルパーステーションこすもす	埴科郡戸倉町大字戸倉2440番地1 埴尻市棧敷437番地	平成14年5月1日 "
居宅療養 管理指導	株式会社中島ファミリー薬局 医療法人（社団）中信勤労者 医療協会	須坂市墨坂南1丁目6番15号 松本市巾上9番地26号	幸高中島ファミリー薬局 埴尻協立病院	須坂市大字幸高字苅谷274番地2 埴尻市棧敷437番地	平成14年4月1日 平成14年5月1日
通所介護	社会福祉法人れんげ福祉会	大町市大字常盤字東部6850番地24	デイサービスセンター銀松苑	大町市大字常盤字東部6850番地24	平成14年6月1日

	社会福祉法人サン・ビジョン 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地1 塩尻市大門六番町4番6号	デイサービスセンターグレイスフル岡谷 塩尻市デイスアイサービスセンター田川の郷	岡谷市湖畔二丁目6番2号 塩尻市広丘吉田2219番地1	平成14年5月1日 "
通所リハビリテーション	医療法人(社団) 中信勤労者医療協会	松本市市上9番地26号	塩尻協立病院	塩尻市浅敷437番地	平成14年5月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人協立福祉会	南安曇郡豊科町大字高家5285番地11	特別養護老人ホームあずみの里	南安曇郡豊科町大字高家5285番地11	平成14年6月1日
短期入所療養介護	医療法人(社団) 中信勤労者医療協会	松本市市上9番地26号	塩尻協立病院	塩尻市浅敷437番地	平成14年5月1日
痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地1	グループホームグレイスフル岡谷	岡谷市湖畔二丁目6番2号	平成14年5月1日
福祉用具貸与	塩尻市農業協同組合	塩尻市大門六番町3番56号	J A 塩尻市福祉用具貸与事業所	塩尻市広丘原新田182番地7	平成14年6月1日
2 居宅介護支援事業者					
名	称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人千寿会		埴科郡戸倉町大字戸倉2440番地1	社会福祉法人千寿会居宅介護支援事業所	埴科郡戸倉町大字戸倉2440番地1	平成14年5月1日
医療法人(社団) 中信勤労者医療協会		松本市市上9番地26号	塩尻市在宅介護支援センター協立こすもす	塩尻市浅敷437番地	"

3 介護療養型医療施設

施設の種類	名称	所在地	指定年月日
介護療養型医療施設	塩尻協立病院	塩尻市棧敷437番地	平成14年5月1日

厚生課

○長野県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出があった。

平成14年6月20日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更		変更年月日
					新	旧	
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	アイリスケアセンター松本中央	松本市筑摩2丁目33番15号	松本市筑摩2丁目33番15号	松本市中央2丁目1番33号	平成14年4月1日
	塩尻市農業協同組合	塩尻市大門六番町3番56号	J A 塩尻市訪問介護事業所	塩尻市広丘原新田182番地7	塩尻市広丘原新田215番地12		平成13年11月27日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更		変更年月日
				新	旧	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	アイリスケアセンター松本中央	松本市筑摩2丁目33番15号	松本市筑摩2丁目33番15号	松本市中央2丁目1番33号	平成14年4月1日

厚生課

## ○長野県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年7月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月20日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 川上佐久線  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	佐久市大字太田部字飯塚296番の2地先から 佐久市大字太田部字久祢添225番地先まで	旧	6.6~13.7	0.3351
同	上	新	13.7~15.3	0.3371

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 菱野筒井線  
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	小諸市大字荒町1丁目2995番の29地先から 小諸市大字荒町1丁目2968番の1地先まで	旧	12.0~13.0	0.1745
同	上	新	12.0~16.0	0.1745

道路維持課

## ○長野県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年7月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 川上佐久線
- (2) 供用を開始する区間  
佐久市大字太田部字飯塚296番の2地先から  
佐久市大字太田部字久祢添225番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年6月20日
- 2 (1) 路線名 菱野筒井線
- (2) 供用を開始する区間  
小諸市大字荒町1丁目2995番の29地先から  
小諸市大字荒町1丁目2968番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年6月20日

道路維持課

## ○選告示第13号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正する。

平成14年6月20日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表中

35,282
588,025
12,170
16,586
20,997
12,671
25,324
19,139
11,368
15,095
26,208
9,838
11,322
7,129
15,447
95,414
54,539
32,556
15,217
28,222
14,148
19,754
11,885

を

35,277
587,948
12,167
16,601
20,985
12,630
25,312
19,127
11,343
15,083
26,259
9,845
11,307
7,122
15,415
95,513
54,530
32,572
15,200
28,201
14,124
19,743
11,882

に改める。

16,222	16,228
8,890	8,887
11,266	11,279
8,336	8,322
9,316	9,297
14,429	14,416
16,699	16,690
10,494	10,498
17,356	17,379

選挙管理委員会